

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な
仕組みの在り方に関する検討会（第4回）議事概要

開催日時：平成30年12月13日（木）13：00～14：40

開催場所：中央合同庁舎第2号館 9階第3特別会議室

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授）※座長

犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）

大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員／法務部長）

岡村 久道（弁護士、京都大学大学院医学研究科講師）

佐光 正夫（徳島県政策創造部統計データ課長）

佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）

松岡 万里野（一般財団法人日本消費者協会理事長）

村上 文洋（株式会社三菱総合研究所社会 ICT イノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員）

矢島 征幸（五霞町町民税務課主幹）

【オブザーバー】

添田 徹郎（行政管理局管理官）

滝澤 有美（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

三原 祥二（個人情報保護委員会事務局参事官）

【事務局等】

佐々木 浩（大臣官房地域力創造審議官）

稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）

若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）

自治行政局地域情報政策室

議 事：

- ・ 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みに係る主な検討項目
 - ① 個人情報のデータ形式
 - ② 作成組織における非識別加工情報の提供と各団体の条例における非識別加工情報の関係等
 - ③ 作成組織が作成・提供する非識別加工情報の二次流通について
 - ④ 作成組織と作成組織に対して情報を提供する地方公共団体との関係について

《議事①について》

【佐藤構成員】

- 作成組織の仕組みのために地方公共団体にデータ形式の統一を求めるのは負担が大きいと思うので、将来的な課題とした上で、現状においては作成組織において対応することによろしいかと思う。
- 地方公共団体の保有する情報について、国がポータル作成を検討とあるが、作成組織が自らの事業の一環として行うべき役割と国の役割を明確にして、検討いただきたい。

【岡村構成員】

- 地方公共団体の負担を考慮すれば、データ形式の整理等を作成組織において対応することはやむを得ないのではないか。例えば外字の取扱等について、現実的に可能な範囲で認定要件の中に盛り込むなどの検討は必要ではないか。

【村上構成員】

- データ項目等の統一は進められるべきだが、作成組織の仕組みを契機に統一するのはなかなか難しいと思う。
- ポータルサイトについては、各地方公共団体が公表しているファイル名やデータ項目に加えて、作成組織の仕組みの説明や認定事業者の情報等、一般的な制度の広報も併せて行うことが効率的ではないか。

【矢島構成員】

- データ形式の対応については、地方公共団体側の負担に配慮する仕組みがありがたいと思う。ポータルサイトについて、国のポータルサイトで一括して情報が得られる方がよい。

【犬塚構成員】

- 個人情報ファイル簿を作成していない自治体においても、どのような個人情報ファイルを保有しているか、そのファイルにどのような項目が含まれているかを整理して公表することが必要になるだろう。
- 新しい帳票を作るとなると、負担とを感じる自治体もあるかもしれないが、既存の個人情報事務取扱登録簿等で整理している情報の中で電子データの形で保有するものを整理するといった工夫で対応できるのではないか。
- 当市では、毎年1回、全庁的に個人情報ファイル簿の内容の更新を行っており、こうした機会を捉えて整理していくことになるかと思う。

【大谷構成員】

- 自治体がどのような個人情報を取り扱っているかについて、国民・住民が適切に把握でき

るようにしておくことは、非識別加工情報の仕組みとは別の観点からも望ましいことだと考えている。国の行政機関の保有している個人情報ファイル簿については、比較的容易に検索できる仕組みが提供されているが、将来的には地方公共団体についても横断的に検索できるような仕組みを設けることを目指していただきたいと思う。

【佐光構成員】

- 標準的なフォーマットの点で申し上げれば、都道府県が保有しているデータについては、すぐに使えるものがあるのかといった点もあると思う。
- 保有している個人情報の内容の公表については、自治体側の作業量等、事前に情報提供していくと対応しやすいのではないかと思う。

【松岡構成員】

- 地方公共団体に保有する個人情報を公表するとなると、どれくらいの準備期間を念頭に置いているのか。

【事務局】

- 地方公共団体側で準備に必要な作業がどの程度あるかといった事も踏まえて、準備期間が必要か、必要であればどの程度の期間が必要か等、具体的に設計していくことになるかと思っている。

【岡村構成員】

- 地方公共団体が、ファイル簿を公表することとする場合、その更新等を速やかに反映する仕組みも必要になるので、その点について地方公共団体の過剰な負担にならないよう留意する必要がある。

【犬塚構成員】

- 個人情報を取り扱う全ての部署が対応する話でもあり、実態を踏まえた仕組みとしていただきたい。当市でも、年に1回の更新が実情なので、その都度更新というのは、負担が大きくなるだろう。

《議事②について》

【佐藤構成員】

- 研究開発以外の分野に関して、次世代医療基盤法の対象とならず、かつ自治体が保有している情報があり得るのであれば、作成組織で対応するという点でよいのではないか。次世代医療基盤法はオプトアウトを前提に設計されているので、その点御留意いただきたい。

【村上構成員】

- 重点分野においては法律でカバーするが、それ以外の分野については条例改正で対応をするという、地方公共団体側が戸惑うおそれがあるのではないかと。重点分野を法律で一括で対応することを前提として、今後分野を広げるというやり方とした方がよいのではないかと。

【事務局】

- 地方公共団体に条例改正を求めるといよりは、自主的に条例改正で対応する場合には、こういう考え方になるのではないかと趣旨で作成したもの。

《議事③について》

【佐藤構成員】

- 実質的に二次流通を制限することでよいのではないかとと思うが、仮に不適切な流通や取扱いが起こったときに、個人は誰に対して何を請求することになるのか、何らか法的な措置がなされるのかといった、問題が生じた場合の対応と是正に関して、今後、検討いただきたい。

【村上構成員】

- 不適正な取扱いや流通を抑止する観点から、罰則の取扱いも確認しておくべき。

【犬塚構成員】

- 何をもって二次流通というのかという点であるが、提供先において非識別加工情報を更に加工して流通させる場合も新産業の創出という元々想定した目的として考えているのかということが気になる。
- 作成組織が契約の当事者で、二次流通という契約違反があった場合には、作成組織が契約違反に対応するという立場になってくると思われるが、契約の当事者ではない地方公共団体が何らかの形で関与できる仕組みを考えていただきたい。

【岡村構成員】

- 利活用事業者等からの契約違反となる二次流通に対しては、不正競争防止法の限定提供データ制度で、悪質な場合には差止請求ができることとなっている。ただ、個人から誰にどう文句を言えるのかという部分について、先ほど申し上げたようにせいぜい苦情処理でとまるのか、それとも何らかの仕組みをつくるのかという点と、国あるいは自治体の認定・監督等の措置がどのように講じられるのかという点をあわせて、検討しておく必要はあろうかと思う。

【矢島構成員】

- どういう場合に二次流通に該当するのか、また作成組織がどのように対処するのかといった部分は明確にすべきだと思う。

【大谷構成員】

- 限定提供データに関する不正競争防止法は、仮に二次流通してしまっても、事後的に悪意となった転得者についても請求ができるというが、作成組織から提供されたデータは、営業秘密に該当する場合もあるのかとと思っていたので、こうした場合、限定提供データでも営業秘密でもどちらでも請求できるということなのか。当該データの秘密管理性とかで違いが出てくるのかといった点について、補足のコメントをいただけるとありがたい。
- 作成組織が契約で定めるべき内容や、あるいは契約の遵守について監督するための事項等については、二次流通そのものだけではなくて、非識別加工情報が、もともと提案された提案内容に沿った形で適切に利用されなかった場合の是正措置や、当初の提案内容に変更が発生した時の手続等、幅広くガイドライン等で手当てをしていく必要があると思う。資料中には「安全管理措置の一環として」というふうに書かれているが、もう少し広い意味で作成組織が契約で定めなければいけない事項やその履行状況の監督を、表現していくことは必要ではないかと思う。

【岡村構成員】

- 不正競争防止法について、規定上は、まず秘密管理性がある場合には、限定提供データ制度ではなく営業秘密制度が優先的に適用されるという書きぶりになっている。本件のような案件では、これは恐らく作成組織がマルチに提供していくことが前提になっているので、必ずしも非公知性要件への該当性が認められない点で営業秘密とは言えないのではないかと。よほどの例外的な場合には営業秘密になり得る場合もあるのだろうが、通常は限定提供データ制度の対応が本件については可能ではなかろうかと思う。ただし、営業秘密と違って罰則がないので、民事的な措置という限界はある。

【事務局】

- ご指摘の非識別加工情報の利用目的の適正性の担保や事後の変更をどう取扱うべきかといった観点も含めて、「安全管理措置の一環」という表現が良いかどうかについて引き続き検討してまいりたい。

【佐光構成員】

- 利活用事業者の審査や利用状況の適正さ等に、一義的に責任を負う作成組織の審査能力や審査の仕組みが重要になってくると思う。

【佐藤構成員】

- 民間事業者が、更に何らかの統計処理を行うことを目的として非識別加工情報を取得するケースも多いと思う。統計処理や定性的な分析を、どこまで想定するかによっては、作成組織の事業採算性も影響を受けると思うので、検討いただければと思う。

《議事④について》

【佐藤構成員】

- 今回の作成組織は、事業者からの提案を受けたら、その都度地方公共団体に情報の提供を求めるのか。作成した非識別加工情報も、一度提供したら削除するのか、同じ提案を受けた場合に、そのまま提供するのか。安全管理措置の観点から、作成組織はできるだけデータを持たない方が良くとなるし、一方で事業採算性を考えるとまた、別の観点からの議論となる。
- 作成組織が、地方公共団体に書面を提出とあるが、地方公共団体側に審査などの権限があるのかないのかの明確化が必要。
- 地方公共団体から作成組織に情報提供する際に、そのままのデータを提供するのか、ある程度の加工をして渡すのか。情報漏えい等を考えると、ある程度の加工をすることが望ましいのではないか。

【村上構成員】

- 作成組織が作成した非識別加工情報を、別の事業者から同じ提案がなされた場合に提供できるとするか否かや、作成組織が自ら周知なり営業することをどこまで認めるのかということ、バランスよく検討する必要がある。

【犬塚構成員】

- 個人情報を提供する際に地方公共団体は何らかの措置を求めることはせず、国において統一的な基準、国の認定や監督等により適正な運用を確保するという案は、やむを得ないのかなとは思ふ。ただ、自治体は、どういう加工をしてどういう事業者にどういう利用目的で提供するのかということ、事前に書面で情報提供をもらうというたてつけなので、ここで自治体は拒否しうるとしないとバランスを欠く。これまでに議論した第三者の権利利益侵害のおそれと事務事業遂行の支障のおそれというところで十分とはまだ思えない。

【矢島構成員】

- 作成組織がデータを消去したということが提供した地方公共団体に伝わる仕組みについても必要ではないか。

【岡村構成員】

○作成組織においてインシデントが発生したときに、地方公共団体や国に対する通知義務が必要ではないか。

【佐藤構成員】

○技術的な点ではあるが、非識別加工情報に加工する際に、個人の特定性というのは、ある個人に対するデータが積み上がってくるとだんだん個人の特定性、特定個人の識別性というのが高まるという性質があり、どこまで加工すればいいのかというのは、過去にある事業者が提供した非識別加工情報にも依存する面がある。純粋に技術的視点からいうと、適切な加工というためには、前に非識別加工を行った個人情報ファイルを持っていないと、加工できないのではないかというケースも、あり得るということはご理解いただきたい。

【犬塚構成員】

○地方公共団体から、国に対して監督権限の行使を働きかけるような仕組みがあるといいのではないか。例えば、一つ一つの地方公共団体から申出等があっても、困るかと思われるので、複数の団体がまとまって要望するような方法を検討できないか。